

○ 「医療的ケア」という言葉が示す意味の再確認についての提案

乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、平成19年の発足当初より、家族会からの要望に呼応して“地域生活支援部会”において、「医療的ケア」が必要な人の地域生活支援について考えるというテーマに取り組んでいただきました。その後、平成23年度からは常設の「医療的ケア」委員会となり、今に至っています。

「医療的ケア」という言葉は、痰の吸引が必要であったり、お口からの食事で咽（むせ）があったりする子どもたちが安心安全に教育を受けられるようにと、熱心な取り組みを展開されていた30年余り前に、大阪の養護学校の校長先生が作り出した言葉でした。以降、在宅生活の支援現場等において、“経管栄養・吸引などの日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、治療行為としての医療行為とは区別して「医療的ケア」と呼ぶ”ことが関係者の間で定着していきました。

私たちの自立支援協議会で共通理解を進めた時にも、「医療的ケア」は、「日常生活の援助行為」と「医療行為」の重なる「医療的生活援助行為」としての位置づけという概念整理が紹介されて、そのように理解を図ったと思います。

平成24年度の制度改正からは、乙訓では自立支援協議会の関係者の協力のもとに、乙訓福祉会が喀痰吸引等研修を毎年実施して下さることになりました。介護職員等が研修を受けることによって、喀痰吸引等の特定の行為が実施できる支援者を増やすことができ、私たち家族も大変喜んでいました。

この時の制度改正においては、「医療的ケア」という言葉は使われてはいなかったと思いますが、制度として確立していく一方で、「医療的ケア」という言葉のとらえ方があいまいになっていく一面もあったように感じていました。

それからさらに年月が進み、近年は高度医療の進歩によって、「医療的ケア児」と呼ばれる子どもたちの存在がクローズアップされ、その支援のための制度整備も進んできました。

こうした中で、厚生労働省が今年3月に発出した事務連絡「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等 デイサービス）の取扱い等について」では、医療的ケアの判定スコアの説明で、「医療的ケア（診療の補助行為）」とされています。ここだけを見ると、あたかも診療の補助行為が「医療的ケア」であるように見えてしまうということが起っています。

このように、長い年月を経過する中で、「医療的ケア」が示す意味のとらえ方が、人や立場によってまちまちになってきているのではないかと考えられます。今、ここでもう一度、元々の意味や、その後に広がりが出てきている経過も含めて、乙訓圏域の関係者の間で、「医療的ケア」という言葉について共通理解を図り直していただく必要があるのではないかと思います。その必要性と方法について、年度当初に運営委員会あるいは「医療的ケア」委員会において検討して取り組んで下さるよう、提案いたします。

→「医療的ケア」の言葉の捉え方についてですが、委員がおっしゃるとおり、協議会の中では「医療的生活援助行為」として認識しているところです。

しかしながら、具体的な支援の場では、とすれば「医療」が全面に出過ぎている場面もあり、

その結果、「生活援助」に対する認識が関係者に十分浸透しているとはいえない現状であることも承知しています。

「医療的ケア」委員会の活動報告の「5 来年度の課題と方針」の中で、医療的ケア児・者の生活を支えるために何が求められるのかを原点に戻って協議することとしており、この中で「医療的ケア」や「医療的生活援助行為」の意味するものについて、「医療的ケア」委員会として、今一度考えることとし、また、支援者に、より一層理解を深めていただくための方策についても考えていくこととしたいと思います。

(高畑「医療的ケア」委員会委員長)